（公財）飯村平和財団

理事長　飯村愼一　殿

**反社会的勢力等でないことに関する表明・確約書**

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_（以下「当社」という）は、（公財）飯村平和財団（以下「当財団」という）に対して、当社およびその従業員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者を含む）その他当社を直接的又は間接的に支配する者に関して、以下の表明をなし、それが真実かつ正確であることを保証する。

1. 過去、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないこと。
   1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員またはその他暴力団関係者
   2. 暴力団関係企業またはフロント企業
   3. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等
   4. その他、前各号に準ずる者
2. 過去、現在および将来にわたり、前各号のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という）、反社会的勢力と密接な関係にある者（以下反社会的勢力と合わせて、「反社会的勢力等」という）および、次の各号のいずれとも該当しないこと。
   1. 反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる企業等に所属すること、または、関係を有すること
   2. 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる企業等に所属すること、または、関係を有すること
   3. 反社会的勢力等を利用すること
   4. 反社会的勢力等に対して資金・物資等で便宜を図ること
   5. その他、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 自らまたは第三者を利用して、過去、現在および将来にわたり、次の各号に該当する行為を行わないこと。
   1. 暴力を用いた要求行為
   2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
   3. 脅迫的な言動をし、暴力を用いて取り引きを不正に進行する行為
   4. 噓の情報を用いてまたは威力を用いて当財団の業務を妨害する行為
   5. その他、前各号に準ずる行為
4. 当社は、これら各号のいずれかに反したと認められると判明した場合、また、この表明・確約が虚偽の申告であると判明した場合は、助成金交付採用の取り消しおよび助成金受領後においては助成金の全額を直ちに返還します。これに一切異議は申し立てず、また、賠償・補償を求めません。そして、これらにより損害が生じた場合は、その責任を当社として負い、かつ、当社の代表者をして連帯で負わせることを表明・確約します。

令和　　年　　月　　日

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者署名　　　　　　　　　　　　　　　㊞